

市報第27号

横浜市総合保健医療センター条例等の一部改正について  
の専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和7年9月25日横浜市総合保健医療センター条例等の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第40号

横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例  
(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第1条 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号の3中「同条第13項」を「同条第14項」に、「第5条第15項」を「第5条第16項」に、「同条第16項」を「同条第17項」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営

等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第194条の2中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第3条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

（横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正）

第4条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

。

（横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正）

第5条 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第5条第16項」を「第5条第17項」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

（横浜市火災予防条例の一部改正）

第6条 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項第2号イ中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

**参 考**

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に關すること。

**地方自治法（抜粋）**

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。